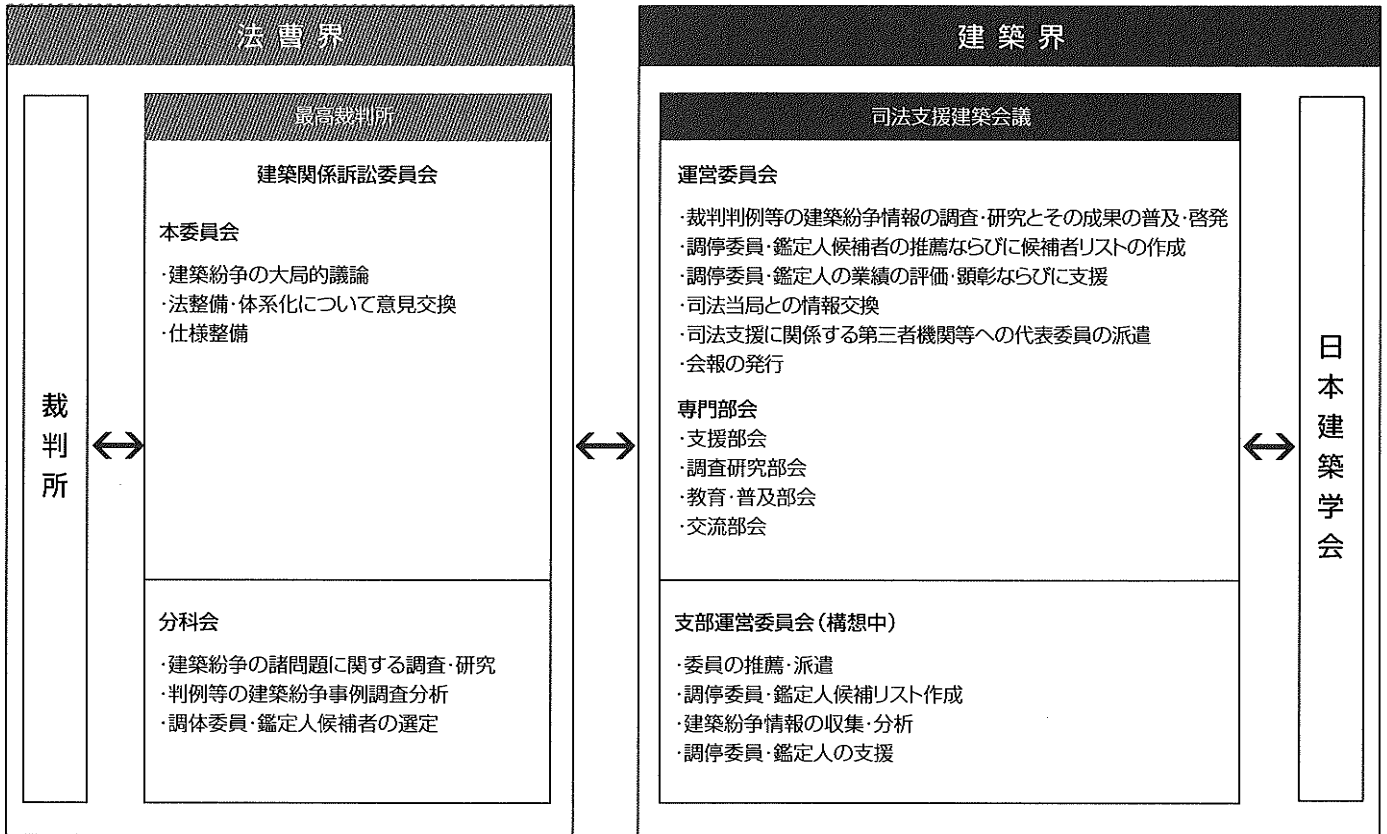


司法支援建築会議

司法支援構想



司法支援建築会議

設立目的

司法支援建築会議は日本建築学会が会長直属の会議体として設立したもので、建築関係訴訟に関して、学会が保持する厳正中立の立場から裁判所に対する支援ならびに裁判所の協力の下に裁判判例等の建築紛争情報の調査・分析を行いその成果の公表を通じて、学会会員への啓発と建築の学術・技術・芸術の進展に、さらに社会公共に寄与することを目的とします。

事業

会議の会員は高い理想をもち中立公正な立場に立って司法支援活動を行います。

■ 支援

- ・ 建築関係訴訟委員会への委員派遣
- ・ 鑑定人・調停委員候補者の推薦
- ・ 調停委員・鑑定人への支援

■ 調査研究

- ・ 建築紛争の調査分析
- ・ 鑑定・調停事例の調査分析
- ・ 裁判例の分析と設計・施工への反映

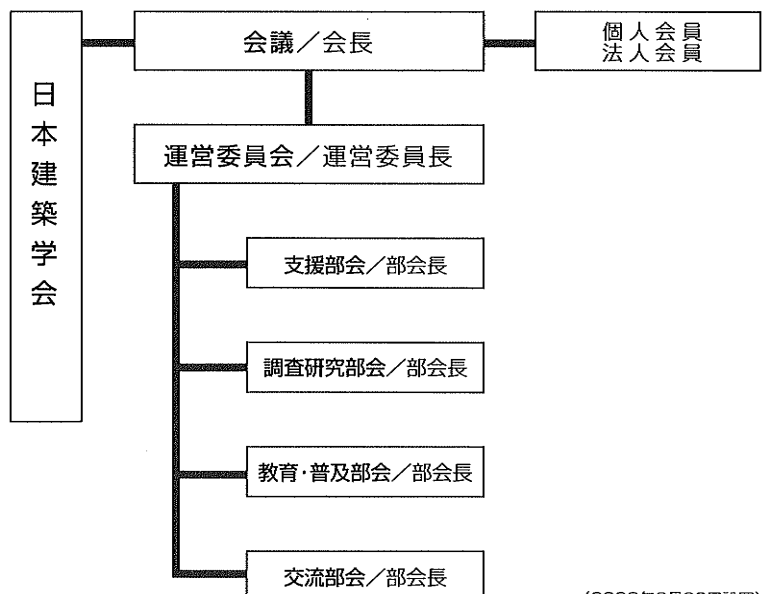
■ 教育・普及

- ・ 会報の発行
- ・ 調停委員・鑑定人候補者育成(講習会・研修会等)
- ・ 市民・実務者を対象とした講演会シンポジウム、報告会開催
- ・ 建築紛争関係刊行物の普及
- ・ 鑑定・調停の手引書作成
- ・ ホームページの運営

■ 交流

- ・ 司法当局との情報交流
- ・ 他団体との交流

■ 司法支援建築会議 組織概要



(2000年6月20日設置)

司法支援構想と司法支援建築会議の設置主旨

社会環境や経済環境の変化に伴って建築関係紛争は、ますます増大することが予想されております。とくに、建築基準法の改正（性能規定化、中間検査）、住宅の品質確保の促進等に関する法律が制定されているほか、工事請負、設計業務委託、監理業務委託などの契約約款が整備されつつあり、設計者・技術者はプロフェッショナルな判断に基づく自己責任の時代へ向けて大きく発想を転換していく必要があります。

本会では、「建築雑誌」1999年4月号「建築と裁判」の特集を契機として、最高裁判所からの要請に基づき、司法支援活動の可能性について意見交換を続けてまいりました。

建築紛争は、建築生産過程において、また内容も基礎・地盤、躯体構造、材料から設備（空調・配管）、雨漏り、音、熱、光等の多岐にわたり、一方、当事者代理人や裁判官には専門的知識が十分でなく、瑕疵を主張する施主も専門家ではないことから審理の複雑化・長期化を招きやすい傾向にあります。従って円滑・迅速な審理のためには専門家の参加による調停制度を活用しての解決や、裁判官の判断に寄与する適正な鑑定制度の必要性があります。

設計者・技術者にとっても紛争を防止するために、施主に対する説明責任を果たすことを通じて業務の透明性を高めると同時に、紛争事例に学ぶ必要があります。

そこで、本会内に会長直属の会議体として「司法支援建築会議」を組織し、本会が保持する厳正中立的な立場から調停制度や鑑定制度に支援協力するとともに、建築紛争の調査研究とその成果の公表を通じて、会員はもとより公共の利益に貢献することといたしました。本会の司法支援構想は左記の図の通りです。

司法支援建築会議運営規程（2000年12月19日 理事会決）

第1章 総則

- 第1条（名称） この会は、社団法人日本建築学会（以下学会とする）が会長直属の会議体として設置するもので、その名称は司法支援建築会議（以下会議とする）と称する。
- 第2条（目的） 会議は建築関係訴訟に関して、学会が保持する厳正中立的な立場から裁判所に対する支援ならびに裁判所の協力の下に裁判例等の建築紛争情報の調査・分析を行いその成果の公表を通じて、学会会員への啓発と建築の学術・技術・芸術の進展に、さらには社会公共に寄与することを目的とする。
- 第3条（事業） 会議は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 裁判例等の建築紛争情報の調査・研究とその成果の普及・啓発
 - (2) 調停委員・鑑定人候補者の推薦ならびに候補者リストの作成
 - (3) 調停委員・鑑定人の業績の評価・顕彰ならびに支援
 - (4) 司法当局との情報交換
 - (5) 司法支援に関係する第三者機関等への代表委員の派遣
 - (6) 会報の発行
 - (7) その他前条の目的に沿った事業

第2章 会員

- 第4条（種別） 会議の会員は高い理想をもち中立公正な立場に立って司法支援を行うものとし、その種類は次の通りとする。
- (1) 個人会員：建築に関する経験と専門的な知見を有する人格的に優れた者であって、原則として学会関係機関ならびに第13条に規定する運営委員会から推薦された年齢50歳以上70歳未満の学会個人会員
 - (2) 法人会員：建築に関する専門的な知見を有する専門家集団であって、学会関係機関ならびに第13条に示す運営委員会から推薦された、会議の目的に賛同し事業の推進に協力する公益法人・非営利法人
- 第5条（入会） 会議の会員になろうとする個人または法人は別に定める登録申込書を提出し、運営委員会の議を経て学会理事会の承認を受けた後、会議会員の登録をする。
- 第6条（退会） 会議の会員で退会しようとする個人または法人は、退会届けを提出しなければならない。
- 第7条（登録抹消） 会議の名誉を傷つけた、または会議の目的に反する行為のあった個人または法人会員は、運営委員会ならびに学会理事会の議を経て会員登録を抹消する。
- 第8条（名誉称号） 会議の目的達成に多大の貢献をした個人会員は、運営委員会ならびに学会理事会の議を経て名誉司法会員の称号を贈ることができる。

第3章 役員

- 第9条（種類及び定員） 会議に次の役員を置く。
- | | |
|-----------|------------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 運営委員長 | 1名 |
| (3) 運営委員 | 15名以上20名以内 |
2. 会長は学会会長が兼務する。
- 第10条（職務） 会長は、この会議を代表しその業務を総理する。
2. 運営委員長は会長を補佐し、会議全般の運営を司るとともに会長から委任された事項の会務を処理する。
 3. 運営委員は運営委員長を補佐し、この会議の業務を執行する。
- 第11条（任期） 会長の任期は学会会長の在任期間とする。
2. 会長を除く役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 第12条（顧問） 会議に顧問若干名を置くことができる。

第4章 会議

- 第13条（種別） 会議は、全体会議及び運営委員会とする。
- 第14条（構成） 全体会議は登録された個人会員をもって構成する。
2. 運営委員会は運営委員長ならびに運営委員をもって組織し、運営委員長は学会副会長歴任者から、運営委員は調停委員・鑑定人経験者、学会担当理事、その他会長が必要と認めた者のうちから会長が指名し、学会理事会の承認を得て決める。
- 第15条（運営） 全体会議は必要に応じて会長が召集し、運営委員会は運営委員長が召集して開催する。
2. 全体会議は運営に関する重要事項を決定し、運営委員会は事業の計画と執行にあたる。
 3. 運営委員会には必要に応じて部会を設けることができる。
- 第16条（会議の存廃） 会議の存廃は、全体会議の議を経て学会理事会が決める。
- 第17条（その他） この規程に定めのない事項は、学会一般規則を準用する。

司法支援建築会議Q&A

支援建築会議と裁判所との関係は

Q: 支援会議は具体的にどのような活動内容になりますか。

A: 支援会議は、厳正中立の立場から、あくまでも裁判所に対する支援を目的としており、原告・被告をサポートするものではありません。

Q: 支援会議会員はいわゆる私的鑑定人を引き受けてもよいのでしょうか。

A: 支援会議が裁判所に対する支援を目的としている以上、会員は原則として原告・被告をサポートする私的鑑定人になることはできません。

支援会議会員になってもよいと考えていますが

Q: 支援会議会員になってもよいと考えていますが、どのような手続きが必要ですか。

A: まず、建築学会の会員であることが前提です。公募制ではなく、建築学会の理事・支部長・代議員・支所長・調査研究委員会委員長など学会内各機関の推薦制によっています。推薦を受けた方の中から、運営委員会が経歴・所在地域・専門分野などについて検討したうえで候補者を選び理事会の承認を経て会長から委嘱します。したがって会議会員を希望される方は、後掲の会議規程を参照いただいた上で所定の書式にご自分の経歴を記入のうえ、学会内各機関の推薦を受けていただくことになります。

Q: 支援会議会員の業務に報酬はあるのですか。

A: 支援会議の活動に対する会員としての報酬はありません。目的にもありますようにボランティア精神で活動に携わっていただきます。将来的には支援会議会員の会費によって自立的に活動するNPO法人を目指しています。

裁判所の調停委員や鑑定人を希望しているのですが

Q: 裁判所の「調停委員」や「鑑定人」を希望していますが、どのような手続きがあるのでしょうか。

A: 裁判所からの要請に基づいて運営委員会が支援会議会員の中から所属支部、専門性などに応じて「調停委員」「鑑定人」の候補者を選び、本人の内諾を得たうえで裁判所に候補者として推薦します。特に、鑑定人は専門性が重要ですので紛争内容に応じて、複数の候補者を推薦しています。裁判所は推薦された候補者の中から選び委嘱します。

Q: 裁判所の「調停委員」や「鑑定人」の業務に報酬はあるのですか。

A: 「調停委員」に対しては、裁判所の規定による報酬がありますが、あくまでも社会貢献・社会奉仕と捉えて下さい。他方、「鑑定人」に支払われる鑑定料は、鑑定内容、鑑定に必要とされる費用等諸般の事情を総合して、事件を担当する裁判所が決定します。

支援会議会員のメリットはなんですか

Q: 支援会議会員の具体的なメリットはなんですか。

A: 支援会議会員はこれまで培われた専門家としての識見と経験によって社会に貢献したいと希望する方に参加いただくもので、直接的なメリットは特にありません。欧米では裁判所の専門家調停委員や鑑定人は専門家中の専門家として社会的にも高く評価され尊敬を得ています。建築学会としては支援会議活動に然るべき社会的評価が得られるように支援してまいります。その第一歩として「調停委員」や「鑑定人」としての業績に対する評価・顕彰の制度を検討しています。また、直接的メリットとしては会議会報を通じて建築紛争に関する最新のレポートが受けられるほか、各部会活動を通じて会員相互の人的交流ができます。

Q: 建築学会としては、鑑定書の学術あるいは技術的評価をどのように考えていますか。

A: 具体的な当事者名、物件所在地などが特定されないことを前提として、鑑定書は仮名処理のうえ技術報告集または現在企画中の総合論文集に応募できる方策を検討しています。これが実現しますと、同報告集・論文集に採用された場合は建築学会としての公式な業績評価となります。

支援会議会員としての義務があるのですか

Q: 判例や紛争状況の調査分析にあたって支援会議会員はどのような義務が発生しますか。

A: 年2回程度運営委員会に「調停委員」「鑑定人」としての実務報告をしていただきます。

Q: 建築紛争の原因などの調査分析はどこで行うのですか。

A: 関係部会が、裁判所との研究会等において収集した情報を基に実施します。また、その結果は支援会議会報や建築雑誌にて公表致します。

調停や鑑定について支援会議からのサポートがあるのですか

Q: 「調停委員」「鑑定人」になった際に紛争内容で、専門的・技術的相談を必要とする場合には支援会議からサポートしてもらえますか。

A: 専門的・技術的内容についてサポートが必要とする場合、関係部会がサポートいたします。

支援会議会員の退会、倫理上の問題が発生したとき

Q: 支援会議会員は退会することができますか。

A: 支援会議会員は自己の都合で自由に退会することができます。

Q: 支援会議会員に倫理上の問題が発生したときは、どこで検討されるのですか。

A: 建築学会の「定款」、「倫理綱領・行動規範」ならびに支援会議運営規程に則り運営委員会がその処置につき検討致します。

支援会議についての質問・問い合わせはどこにするのですか

Q: 支援会議についてのその他の具体的事業や活動についての質問・問い合わせ先はどこになりますか。

A: 社団法人 日本建築学会司法支援建築会議宛 お願いします。